

老人保健施設 あさぎりむつみ荘

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規定設置の主旨）

第1条 医療法人社団なごみ会が開設する老人保健施設あさぎりむつみ荘（以下「当施設」という）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- （1）当施設では、通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。
- （2）当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- （3）当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において包括的ケアサービスを受けることができるよう努める。
- （4）当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に努める。
- （5）通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- （6）利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設 あさぎりむつみ荘
- (2) 開設年月日 平成8年8月1日
- (3) 所在地 兵庫県明石市朝霧台1120-4
- (4) 電話番号 078-911-0623 FAX番号 078-911-0721
- (5) 管理者名 横山 光昭
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(2852080049号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法定の定めるところによる。

- (1) 医師 2名 (うち1名は管理者と兼務)
- (2) 看護職員 4名
- (3) 介護職員 7名
- (4) 理学療法士 4名
- (5) 作業療法士 2名
- (6) 言語聴覚士 1名

※職員体制は必要に応じて人員の増員を行う。令和6年4月1日現在

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同して通所リハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う

(営業日、営業時間)

第7条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の営業日、営業時間及びサービス提供時間は以下のとおりとする。

- (1) 日曜日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする(祝日を含む。但し、12月31日から1月3日は休日とする。)
- (2) 営業日の午前8時45分から午後5時15分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合わせた利用定員は1日40名とする。

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 健康管理・看護
- (2) 食事
- (3) 入浴
- (4) 介護・相談援助サービス
- (5) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の作成・実施
- (6) 個別リハビリ
- (7) 集団体操・レクリエーション
- (8) 送迎
- (9) その他

(利用料その他の費用の額)

第10条

- 1 指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所リハビリテーション(指定介護予防通所リハビリテーション)が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - (1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、
 - ① 事業実施地域を越えた地点から片道5キロメートル未満は200円
 - ② 事業実施地域を越えた地点から片道5キロメートル以上は400円
 - (2) 昼食の費用として、600円/食。
 - (3) おやつ(お菓子)の費用として、150円/食。
 - (4) 利用者が選定するその他の日用品の費用として、実費
 - (5) 教養娯楽の費用として、実費
 - (6) オムツの費用として、実費
 - (7) その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められる費用として、実費

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、明石市、神戸市西区、神戸市垂水区の区域とする。

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第13条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 酒類は持ち込まないものとする。喫煙は医師の許可により所定の場所にて可とする。
- (2) 火気の手扱いは禁止する。ただし、喫煙時には十分注意を行い使用可とする。
- (3) 設備・備品の利用は、職員の指示により可能とする。
- (4) 所持品・備品等の持ち込みは制限あり。
- (5) 金銭・貴重品の管理は、利用者管理となりますので、必要物以外は持ち込まない。
- (6) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時の医療機関での受診は出来ません。
- (7) 宗教活動は、施設内において禁止する。
- (8) ペットの持ち込みは禁止する。
- (9) 利用者の「営利行為、特定の政治活動」は禁止する。
- (10) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者及び火元責任者を置く。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、

任務の遂行に当たる。

(6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上

（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）

②利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上

③非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第17条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第18条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第19条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団なごみ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第20条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第21条

(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(2) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

(3) 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

(4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第22条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導・教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、医療法人社団なごみ会の就業規則により対処する。

(虐待防止に関する事項)

第23条

- 1 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第24条

- (1) 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。
- (2) 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、

個人情報保護については、施設内に掲示する。

- (3) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関する法令及び通知並びに本運営規定に定めのない運営に関する重要事項については、医療法人社団 なごみ会の理事会において定めるものとする。

付 則

この運営規定は、平成12年12月1日より施行する。

平成17年10月	1日	一部改正する。	(第10条 利用者負担の額の変更)
平成18年	4月	1日	一部改正する。(介護予防の規程追加等)
平成19年	1月	1日	一部改正する。(定員の変更、従業員の職種員数の変更)
平成19年	6月	1日	一部改正する。(定員の変更、従業員の職種員数の変更)
平成20年	4月	1日	一部改正する。(定員の変更、従業員の職種員数の変更)
平成20年	6月	1日	一部改正する。(定員の変更、従業員の職種員数の変更)
平成24年	4月	1日	一部改正する。(定員の変更、従業員の職種員数の変更)
令和6年	4月	1日	一部改正する。(介護報酬改定に伴う変更)